

平成25年9月に発生した竜巻被害に対する災害義援金の取扱いについて  
－埼玉県熊谷市における災害義援金－

平成25年9月16日に発生した竜巻被害により、埼玉県熊谷市において甚大な被害が発生しており、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。  
信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により災害義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先

埼玉県熊谷市

2. お取扱期間とお振込先

平成25年9月19日（木）～平成25年12月27日（金）

| 寄付先        | 災害義援金受入<br>信用金庫・店舗名 | 店番  | 種目 | 口座番号    | 口座名義人                 |
|------------|---------------------|-----|----|---------|-----------------------|
| 埼玉縣<br>熊谷市 | 埼玉縣信用金庫<br>本店営業部    | 001 | 普通 | 6348377 | 熊谷市竜巻災害義援金<br>代表 山崎 実 |

3. 振込手数料

無料（窓口の場合）

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》  
地方公共団体が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。  
お申出のありました方には、地方公共団体から後日、直接領収書が郵送されます。

※詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以上